

自転車も 交通ルールを守って 安全に利用しましょう!

道路交通法改正 (令和5年4月1日施行)

自転車のヘルメット着用努力義務化
～ 子どもだけでなく、すべての利用者が対象 ～

自転車安全利用五則

1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先

2 交差点では信号と
一時停止を守って、安全確認

3 夜間はライトを点灯

4 飲酒運転は禁止

5 ヘルメットを着用



令和5年度宮城県交通安全ポスター作文コンクール
【宮城県知事賞】大崎市立三本木小学校4年 鈴木 結望 さん



自転車安全利用条例 (令和3年4月1日施行)

自転車利用者の責務

- 道路交通法の遵守、他人に迷惑を及ぼさない
- 歩行者への安全配慮、**ヘルメットの着用**
- 自転車の定期的点検と必要な整備

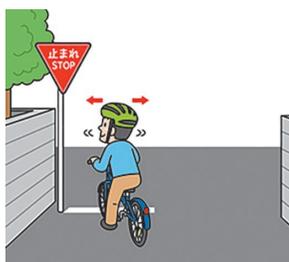
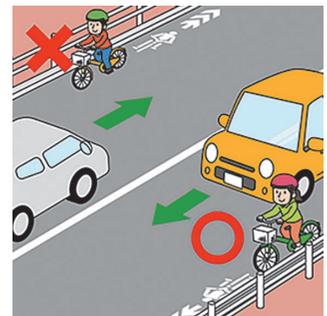
自転車損害賠償保険等への加入義務

- 自転車利用者(未成年者の場合は保護者)は、**自転車損害賠償保険等に加入しなければならない**
- 事業者や自転車貸出業者は、自転車損害賠償保険等に加入するよう努めなければならない
- 自転車小売業者は、購入者の保険加入の確認と保険情報等の提供に努めなければならない

自転車安全利用五則を守りましょう!!

1 車道が原則、左側を通行、歩道は例外、歩行者を優先

- 自転車は、道路交通法上の車両と位置付けられており、道路を通行する場合、車道の左側を通行するのが原則です。
歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。
 - 例外的に普通自転車が歩道を通行できる場合
 - ・「歩道通行可」の標識があるとき
 - ・13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者が運転するとき
 - ・車道や交通の状況に照らしてやむを得ないと認められるとき
 - ・法令で定める障害のある身体障害者が運転するとき
- 普通自転車・・・長さ190cm以内、幅60cm以内など道路交通法施行規則によって基準が定められています。



2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

信号機や一時停止標識に従い、きちんと安全を確認してから通行しましょう。

3 夜間はライトを点灯

自転車に乗る前にライトが点くか点検しましょう。



4 飲酒運転は禁止

お酒を飲んだときは、自転車に乗ってはいけません。

5 ヘルメットを着用

自転車に乗るときは、乗車用ヘルメットを着用しましょう。



～ めざせ！ 交通安全 日本一 ～